

国有企業による海外投資の拡大と TPP

本年 7 月末、UNCTAD（国連貿易開発会議）が発表した世界投資報告書（World Investment Report）は、新興国及び途上国の国有企業が重要な海外直接投資のプレイヤーとして台頭しつつある点と、国有企業による海外直接投資の拡大が、投資先国での以下の懸念を生じさせている点を指摘した。

(1) 国有企業の海外直接投資における台頭

- ・『世界最大の多国籍企業（金融・保険業を除く）100 社のうち、19 社は国有企業である。今日、世界には 650 社以上の国有多国籍企業があり、推定で 8,500 社の海外子会社を世界に展開している。これは、会社数では多国籍企業全体の 1%にも満たない少数であるが、2010 年の世界の直接投資総額の約 11%にあたる 1,460 億ドルの海外直接投資を行うに至っている。国有多国籍企業は先進国にもあるが、その過半数（56%）は新興国及び途上国にある。国有多国籍企業は、一次産業に集中していると思われがちだが、実際は 8.6%に過ぎず、多岐の産業分野に及び、特にサービス分野に多く見られる。』

(2) 国有企業による海外直接投資に伴う懸念

- ・戦略的重要性のあるインフラ施設（港湾など）や資源（鉱山・油田など）を外国の国有企業によって買収されると、安全保障上の観点から危険と見られる場合がある。
- ・一国を代表する企業や国家戦略上重要な産業の企業が、外国の国有企業に買収されると、国力・競争力への影響が懸念される。
- ・国有企業（特に非上場企業）の経営は、不透明なケースが多い。国有多国籍企業 653 社のうち、国連グローバル・コンパクト（企業に対し、人権保護、不当労働排除、環境対応、腐敗防止に関わる CSR の基本原則 10 項目順守を求めるもの）に賛同しているのは 119 社で 2 割に満たない。

尚、日本貿易振興機構（JETRO）のデータによれば、中国の対外直接投資残高（2009 年 2,458 億ドル）を地域別にみると、香港向けが 1,645 億ドルで圧倒的であるが、それを除けば、次に多いのが中南米、香港以外のアジア、欧州、アフリカの順で、新興国及び途上国に集中しており、中でもアフリカ向け投資残高は約 90 億ドルと絶対額でも日本を上回っている。

最近、南米やアフリカにおける投資案件で、日本企業と中国企業が競合するケースが増えているが、中国企業が国有や省有であり、当該企業が市場で得られるより、有利な条件での出資や融資を得ていたり、多額の補助金を受けている倍委には、そのような競争はとても公平または公正と言えないが、現行の WTO ルールでは、このような状況に対処できるルールや制度は存在しない。

一方、TPP 交渉においては、米国が中心となって、ベトナムやマレーシアの国有企業を主対象に、国有企業が民間企業に比して、競争上有利にならないような規則について交渉中である。

本件については、米国議会も積極的に動いており、本年 5 月には上院院内総務 Reid 民主党議員が、国有企業や国策会社に対する強力な規制を織り込む様大統領に求め、6 月には 15 名の下院議員が

大統領に書簡を送付して、国有企業・国策会社に対する強力な規制を織り込み、それらが民間企業と同じように活動し、関係政府にも同じように扱わせる様求めるとともに、TPP加盟国間における国有企業・国策会社の情報共有化と政府がそれらに介入する程度をルールで規制することを求めた。

そのような議会の要求に応じて、USTR（通商代表部）では、国有企業に対する規制案を策定しており、同案は OECD 規則をベースとして、民間企業との競争中立性を確保するものである。USTR ロン・カーク氏は、政府による IT サービス・プロバイダーへの自国内サーバー使用要求の禁止措置についても触れているが、本件は現在の交渉参加国には無関係ながら、FTA の新たな基準としようとするものであり、将来を見据えたものである。

このように、米国内の本件を巡る動きはかなり積極的であり、長期的には中国の加盟を見込んだ動きと見ることが出来る。

TPP において米国が目指している国有企業に対する規制は、我が国にとっても無関心たり得ず、規制のありようによっては日本企業にとってもメリットが見込まれるものであるため、日本が速やかに交渉に参加し、本規則の策定に関わることが望まれる一つのポイントである。